

公益財団法人岡山県体育協会感謝状授与規程

第1条 この規程は公益財団法人岡山県体育協会の運営に関し、多大な貢献をした者について謝意を表するのに必要な事項を定める。

第2条 次の各号に該当するものについて行う。

- 1 当該規程が施行されてから5年連続特別賛助会員となり、かつ納入した会費の合計額が100万円以上を超える者。ただし、5年満たずに100万円以上を納入した場合はこの限りでない。
- 2 1度に100万円以上を寄附した者
- 3 その他代表理事が認めた者

第3条 謝意は、感謝状を授与することで表するものとし、記念品を付与することができる。

第4条 感謝状の授与は、随時行うものとする。

第5条 この規程に定めるほか感謝状の授与に関しに必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この規程は平成18年6月5日から施行する。
- 2 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。